

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

I 地理的条件

大田区は、東京都の東南部に位置し、世田谷区、目黒区、品川区及び多摩川をはさんで神奈川県川崎市と隣接している。地勢的に西北部の丘陵地帯、東南部の低地、臨海部の埋立地の3つに大別され、海拔差は約40mと比較的高低差がない地域である。

東京23区内の中で最大の面積(59.46km<sup>2</sup>)を有し、道路交通の利便性が高い地域である。(交通インフラについては後述)

II 既存の産業集積の状況

大田区は全国随一のモノづくり企業の集積を有しており、日本の製造業の基盤を支えている。製造業の事業所数は、4,778事業所(平成17年工業統計)であり、一般機械・金属製品をはじめとする機械・金属加工を主体としている。また、事業所数の8割を従業員9人以下の小規模事業所が占めていることも特徴となっている。

昭和58年をピークに、大田区の製造業の事業所数、従業員数は減少を続けており、現在は、当時の半分程度となっている。(図1・図2参照)

図1: 大田区製造業の従業員規模別事業所数の推移

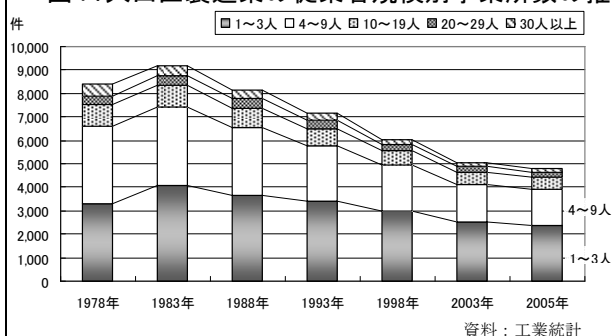
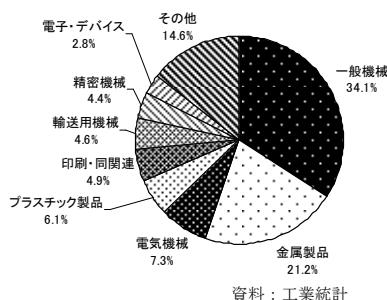


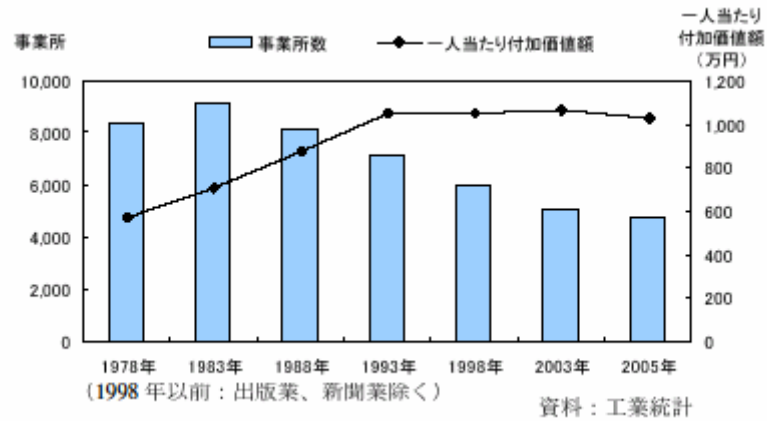
図2: 大田区製造業の中分類別構成 (事業所数、2005年)



事業所数の減少の原因としては、産業構造の変化や経営者の高齢化による廃業や転業のほか、住宅地化の進展や取引先の区外又は海外移転により地方や海外へ工場を移動し、広域展開の中で区内事業所の規模を縮小しているケースも多い。ただし、大田区の製造業は、グローバル化や国際分業の進展等に対し、技術や技能の高度化に取り組み、付加価値を高めることで競争力を維持しており、事業所数の減少が必ずしも大田区のモノづくりの減退とはいえない。事

業所数減少の一方で、一人当たり付加価値額については昭和50年代中頃以降上昇し、以後一定の水準を維持している。企業において高付加価値化の努力がなされている。

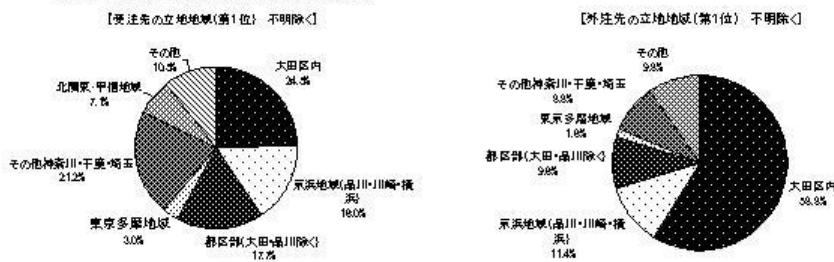
図3：大田区の製造業の事業所数と一人当たり付加価値額の推移



区内製造業が保有する機能については、全体的に「部品加工」とする事業所が多い。その大部分は従業員10人以下を中心とする事業所群で、様々な基盤技術や技能により精密加工や難加工を短納期で行う。また、従業員30人以上を中心とする事業所群では、開発・設計機能をもつ開発型企業もあり、集積を活用したネットワークの力で大企業に対して提案をできる企業もある。さらに、独自の製品で世界のニッチトップとなっている企業も存在する。こうした企業群の集積による対応力、提案力、機動力が大田区製造業の強みといえる。

また、区内の製造業の取引形態も多様な基盤技術集積を活かした多層的な取引となっている。

図4：大田区の製造業の取引関係



資料：大田区の産業に関する実態調査（平成19年12月）

### III インフラの整備状況等

#### [交通インフラ]

- ①区内には、首都高速道路、国道1号線、国道15号線、中原街道、産業道路、環状7号線および環状8号線、これら広域幹線道路が東西南北方向に整備されており、都心部を含む各方面へのアクセスが容易である。



大田区においては、財団法人大田区産業振興協会が中核的支援機関として存在する。同財団は区内中小企業に対して迅速かつ柔軟なサービスを提供することを目的として、区100%出資により、平成7年に設立された法人である。受発注相談窓口の開設や受発注商談会開催等による中小企業の取引の拡大支援、企業経営者の相談に応えるビジネスサポート、産学公連携支援、異業種交流及び人材育成事業などの取り組みを通じて、区内経済の活性化に積極的に取り組んでいる。

#### IV 実施地域における課題

大田区では、住宅地化の進展による操業環境の悪化、産業構造の変化や不況に伴う需要の減少、経営基盤が脆弱な小規模企業が多いこと、経営者・従業員の高齢化などにより、集積のほころびが加速している。

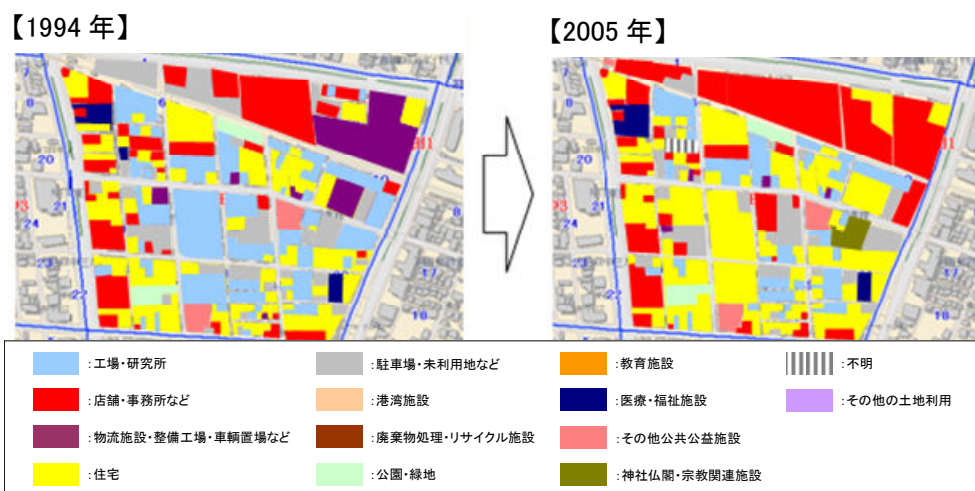
##### ア 住宅地化の進展と操業環境の悪化に対する対策

大田区では、平成に入って以降、マンション等の建設が加速し、工業地域の住宅地化が進んでいる。工場の移転跡地の多くはマンション、住宅、商業施設となり、工場周辺の環境を一変させている。工業地域の住宅化に伴う問題は、操業時間の制約、非効率なレイアウトでの生産、工場拡張の阻害、賃貸工場の高賃料化など、企業の競争力に大きな支障として顕在化してきている。工業集積を維持・発展のためには、製造業が安心して操業を続けられる環境づくりを図っていく必要がある。大田区においては開発指導要綱に基づいて工場と住宅間で一定の調整を実施しているが、ここの調整で解決しない問題も多い。

また、区内の工業用地価格は平成10年代前半以降高止まり傾向にあり、中小企業にとって、区内において事業拡大や建替えのために用地を確保することは負担が大きい。

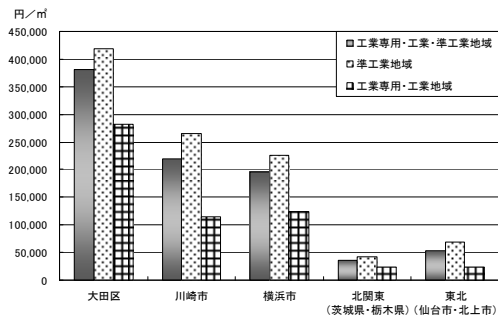
このため、区内企業に対して賃借・定期借地権等で提供できる工業用地・施設の確保を積極的に行う必要がある。

図6:大田区における都市化の事例: 羽田一丁目の土地利用変化(準工業地域)



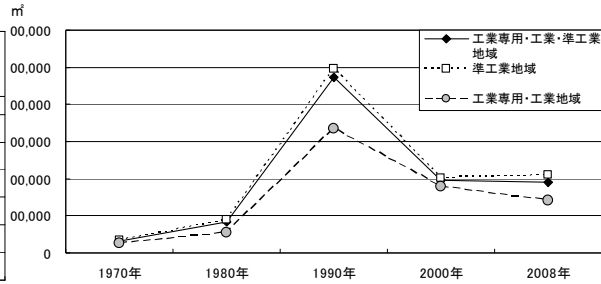
資料：ゼンリン住宅地図より作成

図7:工業用地価格の比較



資料：土地総合情報システム 地価公示価格（国土交通省）  
 注）大田区・川崎市・横浜市は2008年、北関東・東北は2007年の数値を使用している

図8:大田区の工業用地価格の推移

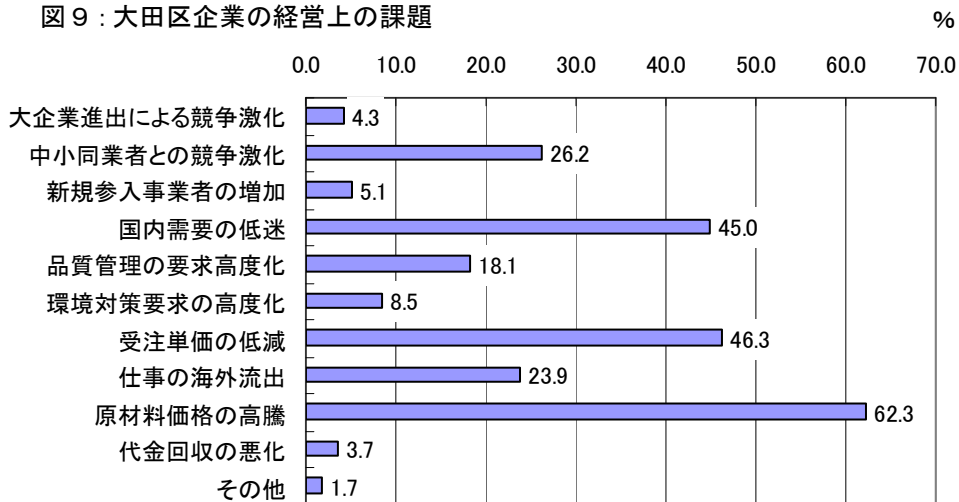


資料：土地総合情報システム 地価公示価格（国土交通省）

## イ 技術の高度化による企業の競争力の強化

メーカーの海外進出と現地調達の高まりにより、国内での部品調達が減り、受注が減少するとともに、海外調達の安価なコストに影響され単価が下がる傾向もある。区内企業の取引環境に関する経営上の課題として、「受注単価の低下」、「国内需要の低迷」、「原材料価格の高騰」が多くあげられている。こうした構造的変化に対応するためには、技術の高度化（高品質化と高効率化）による付加価値の向上が不可欠であり、専門的な技術の更なる深掘りや新製品・新技術開発への取り組みをいっそう促進していく必要がある。

図9:大田区企業の経営上の課題



資料：大田区の産業に関する実態調査（平成19年12月）

## ウ 企業の経営基盤の強化

大田区の企業は小規模な事業所が多く、技術力はあるとしても経営基盤が脆弱となりがちである。継続的な受注を確保する営業力、新たな受注につながる情報発信力の強化が必要である。

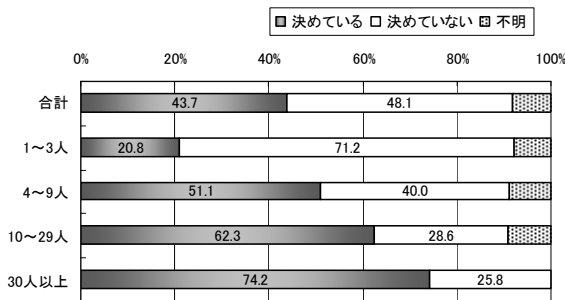
さらに大田区企業の多くは財務基盤が脆弱であり、資金調達力・財務管理能力を含めた財務基盤の強化に向けた取り組みが必要となる。

### エ 経営者・従業員の高齢化と若手人材の不足に対応する人材育成支援

大田区内の製造業経営者は、約6割が60歳以上で、50歳代は3割、40歳以下は1割に満たない状況である。技術は、設備と技能から成り立っており、高齢化と若年層の参入不足により技能を担う人材が減少することで、技術力の低下にもつながる。

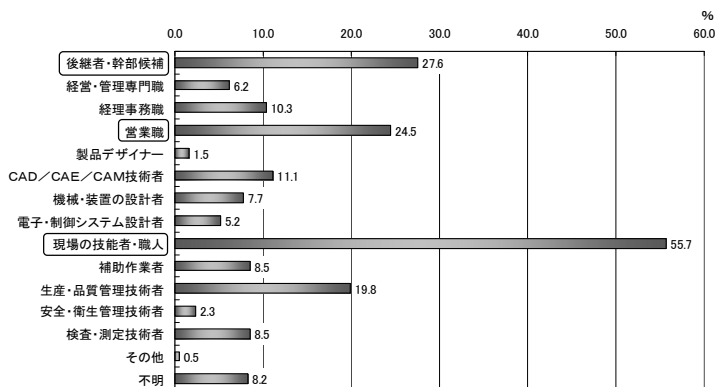
そのため、若手人材がモノづくりの現場で働きたくなるような環境を整えるとともに、区内に数多く存在する熟練職人を生かして、技能を継承していくような仕組みを構築する必要がある。また、技術力を生かした成長型のビジネスモデルを構築する次世代を担う若手経営者の育成を強化する必要がある。

図10: 大田区製造業の従業者規模別事業継承者の状況



資料：大田区の産業に関する実態調査（平成19年12月）

図11: 大田区製造業で確保・育成が必要となる人材



資料：大田区の産業に関する実態調査（平成19年12月）

### オ 企業間連携・産学公連携の促進

大田区においては、集積をベースとして工程間分業・技術の相互補完などの企業間連携が活発であるが、企業数の減少に伴い一部で連携機能が低下や特定技術の欠落という状況が発生している。

企業間の連携、産学公連携、産業セクター間の連携、地域間連携は、中小企業の限られた経

営資源を補完し、新たな価値を創造する上で重要である。様々な連携のきっかけ作りや具体化の支援を実施する必要がある。

連携力の強化においては、連携の形態や目的により取り組みを講じて行く必要がある。また、企業の広域展開にあわせ、近隣自治体や区内企業が工場を設置している地方自治体との支援面での連携など支援機関間の連携も必要となる。

## カ 国際化への対応

平成22年10月から、東京国際空港の国際化が予定されている。発着容量が4割増加し、アジアや欧米への直行便が増加することとなる。これにより、臨空型のグローバルビジネスの立地や企業間の連携促進が期待できる。東京国際空港の沖合移転の跡地における産業連携拠点や交流施設の整備を含め、空港周辺の整備を総合的に実施し、大田区が日本の玄関口としてアジアのビジネス交流、モノづくり交流の拠点となるようにハード・ソフト両面の整備を進める必要がある。

## キ 創業の促進

大田区ではモノづくり製造業の企業数が減少する一方で、新規開業は少ない。開廃業率をみても圧倒的に廃業が創業を上回る状況にある。したがって、既存企業の成長支援とあわせて、創業の促進が重要である。

大田区の既存のモノづくり集積のメリットを生かすビジネスモデルによる創業や、モノづくり企業の業務効率化や市場開拓を支援するビジネス支援サービス業の創業、新産業分野のベンチャー企業の創業を特に重点的に支援する必要がある。

### <参考： 大田区の強み・課題・機会・脅威>

	強み	課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属加工を中心とする事業所の集積</li> <li>・多様な専門技術による柔軟な分業</li> <li>・職人技を組み合わせた精密加工・難加工技術</li> <li>・短納期に対応できるスピード</li> <li>・モノづくりで困った時の多種多様な窓口</li> <li>・人材を相互に育てあう気質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地化の進展による立地環境の悪化</li> <li>・事業の移転、転廃業による集積のほころび</li> <li>・経営者・技術者の高齢化</li> <li>・若手人材の確保・育成が困難</li> <li>・営業開拓、経営管理など体制が不十分</li> <li>・生産性向上のための情報化対応が不十分</li> </ul>
今後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品ライフサイクル短縮化・顧客ニーズの多様化による試作需要の拡大</li> <li>・高齢化、環境問題等新たなビジネスチャンスの増大</li> <li>・東京国際空港の国際化による海外アクセス性の向上</li> <li>・成長するアジア市場への参入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化による次世代を担う人材の減少</li> <li>・機械装置の高度化などを背景とする地方企業、アジア諸国企業の技術力の向上</li> <li>・産業構造の更なる変化</li> </ul>

(目指す産業集積の概要について)

上記の課題に対応し、大田区の強みでもあるモノづくり集積の再構築を図り、経済を活性化するためには、区内製造業の産業構造そのものを、より高付加価値型の産業構造へとシフトしていく必要がある。その実現のために、本計画においては、環境関連産業、健康関連産

業、情報家電産業、航空機関連産業、ロボット産業等を指定集積業種として位置づけ、集積を促進する。また、これらをサポートする産業（設計、コンサルティング、デザイン等）についても指定集積業種とする。高付加価値型企業の新規立地と既存の区内産業集積とが融合することにより、その集積をサポートする産業の立地を促すことで、雇用・イノベーションの創出、新産業分野への貢献ならびに区内経済の活性化が期待される。

あわせて、本計画による事業実施により区内の住工混在地域における操業環境の整備を進め、既存企業の高度化、集約化、再配置を促進することで区内の土地利用の効率化を図る。

さらに、高付加価値型の産業構造へのシフトにより強化される開発・試作機能と、国際化する東京国際空港及び空港跡地の産業支援拠点により、大田区が国内及びアジア地域の「モノづくりイノベーションのハブ」としての役割を担い、国内外との活発な経済交流を実現させ、国際的産業集積都市となることを目指す。

なお本計画上、以下の地域については、土地利用状況等を勘案し「重点立地推進エリア」として位置づけ、特に重点的に企業立地を推進していく。

**【重点推進エリア】**

大森南、東糀谷、羽田旭町、昭和島、京浜島、城南島、東海 の工業専用地域

そのほかの地域における工業・準工業地域については、「推進エリア」と位置づけ、操業環境の維持に重点を置き、環境対応のための支援や、必要に応じた工業用地の集約化等についても検討する。

設定する区域は、平成21年4月1日現在における地番により表示したものである。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	3,481億円	3,655億円	5.0%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

(産業用共用施設の整備等に関する事項)

取組事項 (取組を行う者)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①産業支援拠点の整備 (大田区)	←				→
②工場アパートの整備・運営等 (大田区)	←				→
③工業用地再開発支援 (大田区)	←				→

④モノづくり工場立地助成・利子補給 (大田区)	←					→
⑤モノづくり工場立地支援窓口 貸工場・工場用地マッチング事業 (大田区)	←					→

(人材の育成・確保に関する事項)

取組事項 (取組を行う者)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
①次世代経営者育成セミナー事業 (大田区)	←					→
②若者と中小企業のマッチング事業 (財団法人大田区産業振興協会)	←					→
③産業団体経営・技術指導講習会等補助 (大田区)	←					→
④事業承継・モノづくり技術継承事業 (財団法人大田区産業振興協会)	←					→

(技術支援に関する事項)

取組事項 (取組を行う者)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
①新製品・新技術開発支援事業 (大田区)	←					→
②新製品・新技術コンクール (財団法人大田区産業振興協会)	←					→

(その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

取組事項 (取組を行う者)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①ビジネスサポートサービス (財団法人大田区産業振興協会)	←				→
②受発注相談・市場開拓支援 (財団法人大田区産業振興協会)	←				→
③自主企画展示会(工業フェア等) (財団法人大田区産業振興協会)	←				→
④国内外見本市への出展支援 (財団法人大田区産業振興協会)	←				→
⑤創業者支援事業 (大田区・財団法人大田区産業振興協会)	←				→
⑥中小企業融資あっせん制度 (大田区)	←				→

## 2 集積区域として設定する区域

### (区域)

大田区全域を集積区域として定める。

なお、この区域に含まれる鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、都市緑地法に規定する特別緑地保全地区、環境省指定の特定植物群落などの環境保全上重要な地域については集積区域より除くものとする。

ただし、同区域であっても、工業団地、工場適地、工業専用地域・工業地域・準工業地域の各用途地域に指定されている区域であって産業系の用途に位置付けられている区域については、環境保護法令を遵守するとともに、開発面積を最小限にする等、自然環境に十分な配慮を加えることを前提に、集積区域に含める。

### (集積区域の可住地面積)

5, 168ha



### (大田区全域が集積区域に指定されている理由)

#### ①地理的条件、地域交通基盤

当地域は大田区1区からなる面積5,946haの地域であり、東京都の東南部に位置する。鉄道は東南部にJR京浜東北線、京浜急行本線が通り、都心・横浜地域までいずれも約20分の距離である。また、京急蒲田駅からは東京国際空港方面へ京急空港線が通っており、

東京国際空港ターミナルまで約10分で結んでいる。また西北部に東急東横線、蒲田駅より区内を縦貫する形で東急多摩川線、池上線が走っている。前者は多摩川駅において東急東横線と接続し、後者は区内を抜け五反田までつながっている。また臨海部には東京モノレールが、北部には都営地下鉄浅草線が路線を設けており、いずれも都心部から区内へのアクセスを可能としている。

高速道路については、首都高速湾岸線及び横羽線が区内臨海部を縦貫している。都心及び横浜方面へは約20分でのアクセスが可能である。

域内道路網については、首都高速道路、国道1号線、国道15号線、中原街道、産業道路、環状7号線および環状8号線、広域幹線道路が東西南北方向に整備されており、都心部を含む各方面へのアクセスが容易である。

## ②産業集積との関連

当区域内においては、戦前より工業化が進み、戦後以降も大規模工場に隣接する形や大規模工場から独立した形で、中小企業の集積が進んでいった。その後、大企業は区域外への移転を余儀なくされるが、中小企業は引き続き区域内での操業を続けてきた。

これらの中小企業はそれぞれが得意とする技能に磨きをかけ、お互いが協力しあう体制を構築してきてきた。この中小企業の集積こそが、区域内産業の力の源泉であり、我が国の産業を下支えしている礎ともいえる。

区域内の工業専用地域、工業地域ならびに準工業地域には、このような集積が多数形成されており、それぞれが有機的に連携をし、事業を展開している。中小企業の数そのものは減少傾向にあるが、各社は技術・技能の高度化を図り、付加価値を高めることで競争力を維持している。

## ③教育機関・研究機関等の分布

当区域内及びその周辺には、東京工業大学、芝浦工業大学、東京都市大学、横浜国立大学都立産業技術高等専門学校が存在し、区域内企業との産学連携が活発に展開されている。財団法人大田区産業振興協会においても、交流サロンや研究会活動など、各企業と教育機関との活動支援を行っている。

都立六郷工科高校、大森学園高校、日本工学院専門学校、都立職業能力開発センターが区内に存在し、区域内企業と人材確保・育成の観点で関係を構築している。

また、区域内には地方独立行政法人都立産業技術研究センター城南支所が存在し、全国でも屈指の高度な測定機器・検査機器を備えており、区域内企業の利用に供している。

このように、当該地域は自然的経済的社会的にも一体性が高く、本計画における集積区域として指定するものである。

### 3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

現時点では指定せず、指定する必要があるときには、計画の修正によって対応する。

### 4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

現時点は実施せず、実施する必要があるときには、計画の修正によって対応する。

### 5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

#### (1) 業種名

(業種名又は産業名)

本計画においては、「社会的課題対応型産業」、「都市機能活用型産業」を指定集積業種とする。

「社会的課題対応型産業」の具体的内容は、①環境関連産業、②健康関連産業とし、「都市機能活用型産業」は、①情報家電産業、②航空機関連産業、③ロボット産業とする。

指定集積業種	事業分野
社会的課題対応型産業	環境関連産業
	健康関連産業
都市機能活用型産業	情報家電産業
	航空機関連産業
	ロボット産業

(日本標準産業分類上の業種名)

#### ○社会的課題対応型産業

分類符号	日本産業分類（中分類）
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業（ただし 161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、1655 動物用医薬品製造業は除く）
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業

19	ゴム製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機器製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）

○都市機能活用型産業

分類符号	日本産業分類（中分類）
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業（ただし 161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、1655 動物用医薬品製造業は除く）
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
22	鉄鋼業

23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機器製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）

(2) (1) の業種を指定した理由

平成21年3月に策定された「大田区産業振興基本戦略」においては、「ものづくり産業の振興」として立地政策促進による集積強化を進めていくほか、企業の経営力及び成長力を支援する機能を強化していくことが掲げられている。

本計画は、上記戦略を具現化するものであり、本区の「ものづくり産業」発展に向けた姿勢を示すとともに、企業の新規立地、既存産業の高度化を通じた区民生活の向上に寄与するものである。

大田区には、国内屈指の既存の産業集積により機械金属分野ですべての基盤技術関連業種が揃い、これらの産業に必要な精密加工や難加工を得意としている。このようなポテンシャルを活用し、大田区の強みでもあるモノづくり集積の再構築を図ることは、効果的な産業育成のために極めて合理的なものであるといえる。

本計画で集積を促進する「社会的課題対応型産業」及び「都市機能活用型産業」は、平成1

8年12月に策定された東京都の「10年後の東京」計画及び平成19年3月に策定された「東京都産業振興基本戦略」において、今後重点的に育成すべき産業に位置づけられたものである。これらの計画において、「社会的課題対応型産業」とは研究開発や技術革新を通じ、社会的な課題を克服していくことに寄与する産業を指しており、具体的な産業分野例として、環境関連産業、健康関連産業等が掲げられている。また、「都市機能活用型産業」とは既に保有する高度な基盤技術の集積を基に、地域間の連携を通じて新たな事業の創出が期待されている産業を指しており、情報家電産業、航空機関連産業、ロボット産業等が具体的な産業分野例とされている。

これらの産業を含む、本計画において事業分野として指定した産業は、区内既存産業と密接に関連する分野であるとともに、今後の市場の拡大や関連企業への波及効果が期待できる高付加価値型の産業である。また、いずれも顧客の要望に合わせたきめ細かい対応や厳しい品質保証を求められる産業であり、国際競争が激化する中で今後ますます技術力の向上が求められている。

その一方、区内既存中小企業はその規模が決して大きいものではないため、自社内資源のみでは求められる技術力の向上を満たすことが非常に困難なことも事実である。したがって、製造分野のみでなく、開発・提案能力のある企業や設計・デザイン・コンサルティング企業、工業用地・賃貸工場確保の円滑化を支援する不動産業などをその対象とし、各種ビジネス支援サービスの機能強化をあわせて行っていくことが必要となってくる。

以上のことから、本計画において指定する業種の立地政策の推進を通じ、既存の集積機能のより活かし、本区地域経済の活性化を図っていく。

## 6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数	50件
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	350億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	1,000人

## 7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

### ①産業支援拠点の整備（大田区）

東京国際空港再拡張に伴い生じた空港跡地を活用し、空港国際化による波及効果を大田区の発展につなげるため、産業支援拠点を整備する。産業支援拠点においては、区内企業の海

外への発信機能、具体的なビジネス展開につながる交流機能を持つコンベンション施設や臨空型のグローバルな創業を支援する創業支援施設などを設置する。

#### ②工場アパートの整備・運営等（大田区）

テクノWING、テクノFRONTをはじめとする工場アパート等を適切に運営すると共に、必要に応じて新規の工場アパート等の整備を図る。また、民間ベースの集合工場などの整備を支援する。

#### ③工業用地再開発支援（大田区）

工業専用地域、工業地域、準工業地域及び臨海・埋立地における土地利用のあり方を検討した上で、未利用地や工場跡地等を工業用地として区で確保し、定期借地権等での活用を促す。対象企業は、区内の成長企業や、区外の高付加価値型企業とし、集積業種を中心とした立地により製造業の集積維持と活性化を図る。

#### ④モノづくり工場立地助成、利子補給（大田区）

区内で操業を希望する企業が、事業規模の拡大や事業の高度化のために行う工場の新增設等又は区内及び区外からの移転に係る経費を一部助成することにより、大田区モノづくり集積の維持・強化を図る。また、「重点立地推進エリア」に立地する企業に対しては、必要資金の融資に対する利子補給を実施する。

#### ⑤モノづくり工場立地支援窓口、貸工場・工場用地マッチング事業（大田区）

大田区産業振興課に設置したモノづくり工場立地支援窓口において、モノづくり事業者の立地や操業に関する相談に応じる。貸工場及び工業用地の流通促進を図り、工場の立地しやすい環境を整備するため、事業の趣旨に賛同する宅地建物取引業者を「モノづくり応援宅建業者」として登録し、区ホームページで区内物件情報を提供する。

（人材の育成・確保に関する事項）

#### ①次世代経営者育成セミナー事業（大田区）

経営者や管理者に必要なマネジメント能力、ビジネスプラン作成方法などを学ぶとともに、会社を継承するための基礎知識やM&Aなどについても学ぶ中で、区内産業の明日を担う次世代経営者の育成と次世代経営者間のネットワークを築く。

#### ②若者と中小企業のマッチング事業（財団法人大田区産業振興協会）

大田区における中小企業の発展の鍵となる次世代を担う後継者、若手人材を確保するために、中小製造業と教育機関等、関係組織と連携しながら、より多くの若者がモノづくり企業に、そして大田区に定着するように、様々な事業を実施する。

#### ③産業団体経営・技術指導講習会等補助（大田区）

区内の産業団体が、経営安定・技術向上のために実施する講習会等の経費（講師謝礼）の一部を補助することにより、技術水準の向上を図るとともに、区内産業を活性化させる。

#### ④事業承継・モノづくり技術継承事業（財団法人大田区産業振興協会）

後継者不在による廃業を防ぐため、親族に事業を承継させるための円滑な計画作成や、従業員や外部の者に事業を承継させる場合の注意点、株式・財産の配分、個人補償、担保の扱

いや事業承継計画の立案など、事業承継に関して各分野の専門家による相談や事業譲渡の相談を無料で行う。

(技術支援等に関する事項)

①新製品・新技術開発支援事業 (大田区)

区内の中小製造業が取り組む新製品・新技術開発を支援する。新規市場開拓に向けて新製品・新技術を開発する際に、企画、設計から試作開発までに要する経費の一部を助成する。

②新製品・新技術コンクール (財団法人大田区産業振興協会)

区内の中小企業が開発した新製品・新技術を表彰し、希望の展示会出展を支援するなど、その技術力・開発力を広く内外にアピールする。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

①ビジネスサポートサービス (財団法人大田区産業振興協会)

経営改善や新事業開拓・創業などに取り組む企業などに対して、あらかじめ登録している弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、技術士など各分野の専門知識を有する人材を派遣し、問題解決をサポートする。

②受発注相談・市場開拓支援 (財団法人大田区産業振興協会)

中小企業の取引促進を図るため、受発注に関する情報提供や技術・設備に見合った適切な企業を紹介するなどの相談事業を行う。また、大企業OBなど市場開拓のノウハウを有する受注開拓員による新分野の市場開拓支援を行う。大学や研究機関に対しては、研究開発マッチングコーディネーターによる区内企業と新規技術需要のマッチングを促進する。

③自主企画展示会 (工業フェア等) (財団法人大田区産業振興協会)

区内産業製品の取引増進と販路拡張を図り、併せて広範な産業分野からの参加による情報交換と技術交流を推進することを目的として、展示会を中心としたイベントを開催する。

④国内見本市への出展支援 (財団法人大田区産業振興協会)

区内で開発・生産される優れた工業製品と技術を国内外にPRし、市場開拓、取引拡大を図ることを目的として国内・海外の展示会に区内企業を出展させる支援を行う。

⑤創業者支援事業 (大田区・財団法人大田区産業振興協会)

新規創業者や新分野進出等に取り組む事業者に対し、創業支援施設を設置し使用企業の課題に対する相談・指導を行うとともに、創業者支援窓口における相談対応、賃貸事業所の賃料を一部補助するなどし、創業の促進による産業の活性化を図る。また、区内外から優秀な起業家を発掘するため、ビジネスプランコンテストも実施する。

⑥中小企業融資あっせん制度 (大田区)

中小企業者が経営の安定・向上を図るために必要な資金を円滑に調達できるよう、低利融資を金融機関にあっせんするとともに、利子の一部又は全部を補助する。

## 8 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

本計画実施にあたり、「大田区モノづくり集積再構築協議会」を設置する。

協議会構成員については、大田区、東京都、財団法人東京都中小企業振興公社城南支社、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター城南支所、財団法人大田区産業振興協会、東京商工会議所大田支部、社団法人大田工業連合会、東京都京浜島工業団地協同組合連合会、城南島連合会、羽田鉄工団地協同組合、日本政策金融公庫大森支店、商工組合中央金庫大森支店とし、本計画実現に向けて、積極的な活動を行う。

協議会においては、本計画の実施に当たってのPDC Aサイクルの推進主体として事業の整合的な実施。進捗状況の確認、不十分な点があった場合の改善策の検討と実施などを行う。

## 9 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

### ①企業立地にかかるワンストップサービス体制の整備

本計画実施にあたり、企業立地に関して、関係各所との連携による企業の各種相談への対応、工場用地の確保・あっせん及び各種申請にかかる手続きが円滑に進むよう、これらの相談事項を一元的に対応する窓口として、大田区産業経済部の「大田区工場立地相談窓口」を中心に、財団法人大田区産業振興協会や東京都、東京商工会議所等の協力も得つつ、指定集積業種の積極的誘致に取り組んでいく。

### ②立地後のサポート体制

立地後のサポートについても、前項で掲げた窓口を中心に、各協議会構成員が相互に協力しながら、企業のサポートを行っていく。それぞれが持つ企業支援メニューを活用するなどして、包括的かつ網羅的な支援が行える体制を整えておくものとする。

### ③集積地域に存する企業のためのサポート

集積地域に既に存する企業についても、②のような包括的かつ網羅的サポートを実施していく。同時に、新たに立地した企業と既存企業とのマッチングイベント等の交流的事業を実施し、相乗効果を生み出す土壌づくりに注力する。

### ④広域的活動に対するサポート

新たに立地した企業及び既存企業のうち、国内外問わず広域的な活動を行おうとする企業に対し、大田区等が持つ他都市とのネットワークを活用したり、海外取引に関するサポートをしたりするなどして、企業の広域的活動に対する支援を実施する。

### ⑤他の産業集積地域との連携

大田区の産業集積の有する高度な加工技術や課題解決能力、東京国際空港を使ったビジネス交流機能を、立地促進法基本計画策定地域をはじめとする他の産業集積地域が活用できるよう地域間連携を促進する。

一方、東京都においては、今後10年の産業振興施策の展開の方向性を示した「東京都産業振興基本戦略」において、施策の一つとして「産業集積、企業立地の促進」を掲げている。

具体的には、企業誘致施策など産業集積の維持・活性化に取り組む区市町村と連携し、その施策を重点的に支援する「創造的都市型産業集積創出助成事業」を平成20年度に創設した。

本事業に基づき、大田区に対しては、区が実施する様々な産業振興施策の実施に当たり、平成21年度から3年間の予定で補助を開始したところである。

併せて、都内への立地や都内他地域への移転を検討している事業者の立地検討の際の一助となるよう、都内ものづくり産業の集積状況や産業用地情報等を網羅・一覧化して提供する「産業立地情報提供サイト」を平成22年4月に立ち上げる予定である。

これらの施策を通じて、積極的に都内への企業誘致や立地環境整備に取り組んでいく。

## 10 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

### (1) 環境の保全に関する事項

工場の立地促進及び集積に当たっては、環境基本法等の環境保全関係諸法令、地球環境保全のための大田区行動計画「おおたエコプラン」に基づき、公害の防止はもとより、環境保全に十分に配慮するとともに、エネルギー利用の効率化、健全な水環境の保全、適切なりサイクル・廃棄物処理によって、環境への負荷をできるだけ低減させるよう努める。

環境の保全については、環境基準の達成を図るため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境関係法令及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、ばい煙・粉じん・排水等について、各種規制の遵守状況を監視し、必要に応じて指導を実施する。

また、地球温暖化の要因でもある二酸化炭素の排出の削減については、「おおたエコプラン」の個別計画である「大田区地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、事業者に対してコージェネレーションシステムの導入や空調機器の取扱等、具体的事例を提示するなどして、事業者の意識向上につなげることとする。

また、企業立地や事業活動について、必要に応じ情報提供や地元説明会、工場見学会の開催など、地元住民の理解を得るための取り組みを行っていくこととする。

### (2) 安全な住民生活の保全への配慮

当地域においては、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「東京都安全・安心まちづくり条例（平成15年10月1日施行）」及び「大田区安全で安心なまちづくり条例（平成17年4月1日施行）」に基づき、行政、住民、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪防止のための自主的な活動の促進、商業施設等の防犯性の向上、道路、公園等の防犯性の向上など、犯罪の発生する機会を減らすための取り組みを推進している。

企業立地を始めとする様々な事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であり、本条例等の趣旨も踏まえ、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪や事故を未然に防止する活

動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

① 防犯設備の整備

防犯カメラ、照明設備等を効果的に設置するなど、計画的な防犯設備の整備を推進する

② 防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園、工場施設等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空き地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないように管理を徹底する

③ 従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や被害防止について指導するとともに、特に、外国人従業員に対しては、日本の法制度等についても徹底する

④ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に積極的に参加するほか、これに対して場所等を提供するなど、必要な協力を行う

⑤ 交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置や交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等を行う

⑥ 不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる

⑦ 暴力団等の反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力から接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない

⑧ 地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際には、地域住民・町会・自治会等への事前説明や意見を十分に聴取する

⑨ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する

- 1 1 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

本計画では指定しない。

## 1 2 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

大田区においては、平成21年3月に、「おおた未来プラン10年」をまとめ、10年後の目指す姿として「高付加価値を産み出すモノづくり産業の集積地として、活力ある中小企業が産業を牽引し、国内外と活発にビジネス交流しています」としている。この目標を実現するための施策として、①工業集積の維持・発展に向けた支援、②技術革新・経営革新の支援、③取引の拡大・海外市場展開、④モノづくり人材の育成・確保、⑤環境にやさしいモノづくり、以上5つの方向性を示している。

さらに、同年同月には、「大田区産業振興基本戦略」（以下「基本戦略」という。）を策定した。この基本戦略においては、モノづくり産業の現状と課題を抽出した上で、今後の産業振興施策のあり方について論じている。この中では、産業振興施策を6つの要素（モノづくり力・経営力・人材力・成長力・継続力・連携力）に分け、それぞれにおいて具体的な施策を示している。

## 1 3 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成26年度末日までとする。